

受注者の皆様へ

建退共（建設業退職金共済）制度の運用について

このことにつきまして、次のとおり、一部見直しを行うとともに、提出いただく様式を定めましたので、指定様式により提出をいただけますようお願いいたします。

発注者に提出が可能な退職金制度

【改正前】

建設業退職金共済制度

【改正後】

- 1 建設業退職金共済制度（自社保管分も充当可能）
- 2 中小企業退職金共済制度
- 3 1 又は 2 以外の退職金共済制度
- 4 自社退職金制度

【適用日】

令和 5 年 5 月 1 日以降に指名通知又は入札公告を行う案件から適用

【参考】

運用の詳細は、「徳島県電子入札ホームページ」に掲載の資料を御確認ください。